

令和6年2月

各 位

呉 商 工 会 議 所
会 頭 若 本 祐 昭

「能登半島地震義援金募金」について

1月1日、石川県能登地方を震源とする非常に強い地震が発生しました。被災地では、未だ余震が続き、また、能登地方を中心とする被害の大きかった地域においては、身の安全確保や生活の維持が最優先であり、被害の全容把握や本格的な事業活動再開には一定の時間を要するものと思われまます。

主要産業の拠点が打撃を受け、被災地を越えて全国的なサプライチェーン等への影響など、石川県、富山県をはじめとする北陸経済のみならず、わが国経済への影響も大きく懸念されます。

日本商工会議所でも、被災状況の正確な把握や特別相談窓口による被災事業者支援に全力を注ぎながら、一日も早い復旧・復興を後押しすべく、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に活用していただくための義援金の募集を開始されました。

これを受けまして、本所でも被災地域の復旧復興を全力で協力することとし、下記の通り会員事業者を対象とした義援金募金を実施することと致しました。

会員事業所の皆様におかれましては、出費ご多端の折、誠に恐縮に存じますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 名 称 能登半島地震義援金募金
2. 受付期間 令和6年2月1日～令和6年2月26日
3. 金 額 1口1万円とし、希望口数とします。
4. 納入方法 裏面の申込書に募金金額をご記入頂き、FAXでお申込頂き、受付期限内に指定の口座にお振込み下さい。
5. 実施主体 日本商工会議所・呉商工会議所
6. 問合せ先 呉商工会議所 〒737-0045 呉市本通4丁目7-1
TEL0823-21-0151 FAX0823-25-5544

※本義援金募金は、日本赤十字社や中央共同募金会などの一般被災者向け義援金とは異なる**日本商工会議所独自の義援金募金**です。日本商工会議所を通じて、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に活用させていただきます。

※**一般寄付になります**ので、法人の損金算入限度額は以下に、個人は所得控除されません。

(資本等の金額×事業年度の月数/12×2.5/1000+所得金額×2.5/100)×1/4=損金算入限度額

※義援金の受取りは消費税課税対象外です。また、**損金経理には本募金募集文書と銀行振込明細書の保管をもって、一般寄附金で定められている一定限度額までの損金経理が可能**です。

令和 年 月 日

呉商工会議所 御中

所在地
事業所名
代表者名
担当者名
電話番号

「能登半島地震義援金募金」申込書

趣旨に賛同し、下記のとおりお申し込み致します。

金 円也

1. 納入予定 令和 年 月 日（2月26日までにお問い合わせ致します）
2. 納入方法 < 振込 ・ 現金 >
3. 振込先 呉信用金庫本店 （普通） 1069899
もみじ銀行呉営業部 （普通） 2127944
呉商工会議所 専務理事 柳曾 隆行

※申し訳ありませんが、振込手数料は振込人においてご負担下さい。

※本義援金にご協力頂きました企業様は、本所会報誌「くれ」において社名をご紹介させて頂く予定です。もし、掲載を希望されない場合には下記にチェックをお願いします。

掲載辞退